

●フローチャート

全学生（教職員）は毎朝健康チェック（体温測定し記録）と行動記録（会った人など）をつけましょう。

発熱・咳・のどの痛み・息苦しさ・鼻づまり・鼻水・だるさ・頭痛・臭いや味がわからないなど

このような症状があれば、登校せずに保健室に電話連絡 保健室☎042-342-6029（9-17時）

保健室で経過確認後、各研究室にも報告をしてください。

PDF「健康管理表」に記入してください。

持病がある場合

**登校することはできません。**

主治医に相談し、指示を確認します。  
※糖尿病、心臓病、呼吸器疾患、治療薬により免疫が下がっている方など

強い症状があれば

**登校することはできません。**

帰国者・接触者相談センターに電話相談又はかかりつけ医などに電話後受診する。

- ・医療機関：検査、治療
- ・自宅療養者は→比較的軽い症状参照

比較的軽い症状

**登校することはできません。**

症状が出た日～7日目までは公欠の手続きができます。

- ・3日間症状が続く場合は受診へ
- ・症状が軽快しても、7日間は自宅療養とし経過をみます。（受診をして登校の許可があれば7日を待たずに登校が可能です）

保健室に結果報告をしてください。医師等の登校許可があれば登校できます。

自宅療養の場合は経過をみながら登校開始日を確認します。

※公欠希望時には所定の用紙の提出が必要です。

罹患者は「治癒証明書」、自宅療養者は「新型コロナウイルス感染症自宅待機（療養）証明書」

登校初日に保健室に必要書類提出（①健康管理表、②必要時：治癒証明書、自宅待機証明書）、確認後②がある場合は研究室、教務チームへも提出してください。

潜伏期間は14日迄といわれていますので、登校後も体温測定は継続し、健康管理表の記入は続けてください。

東京都保健福祉局：

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html>

厚労省「新しい生活様式」：

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)